

令和4年仙審第24号

裁 決

モーターボートA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月4日17時20分

青森県尻屋漁港北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 9.7トン

登 録 長 14.13メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 324キロワット

### 3 事実の経過

Aは、昭和52年3月に進水し、船体中央部に操舵室を、同室下部から後方にかけて機関室を、その後方に船室をそれぞれ配し、操舵室の前部中央に舵輪、左舷側にGPSコンパス、GPSプロッター及び魚群探知機、右舷側に機関操縦レバー、レーダー等を備えたFRP製モーターボートで、a受審人ほか甲板員1人が乗り組み、回航の目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和3年7月2日17時00分北海道美国漁港を発し、茨城県波崎漁港に向かった。

ところで、a受審人は、平成10年頃から遊漁船などに船長として何度も乗船したことがあり、美国漁港から波崎漁港までの航海を数回経験しており、美国漁港を出港し、青森県八戸港に寄港して燃料を補給した後、波崎漁港に向かう予定としていた。

また、a受審人は、長さ約100メートルのロープを直径約1.5メートルのコイル状に束ね、その形状を維持するように何箇所かを細いひもで固縛したものを長さ約50メートルのロープに取り付け、同ロープの先端を両舷船尾部のたつに取ってそれぞれ1本ずつ延ばした長さ約5メートルの両ロープを結んだ先端部に縛り、使用されるいずれのロープも直径約40ミリメートルの合成繊維製で海水に沈むものであり、航行中、波浪による船体動揺を緩和するために船尾方に投入して引くロープ（以下「えい索」という。）として波浪の状況により使用していた。

a受審人は、翌々4日16時40分頃尻屋埼の西北西方約2海里沖合で南方からの風波により船体動揺が増してきたので、えい索を船尾方に投入し、甲板員に時折えい索の状況を確認させ、陸岸に沿って東行した。

a 受審人は、尻屋埼沖合を陸岸から約 1.5 海里離して緩やかに右転した後、17 時 15 分尻屋埼灯台から 132 度（真方位、以下同じ。）1,650 メートルの地点で、針路を 180 度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分 1,500 に向け、10.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、甲板員がレーダー等により操舵室で見張りを行っていたところ、17 時 19 分半少し過ぎ尻屋埼灯台から 154 度 1.5 海里的地点に達し、突然、船首方約 30 メートルの波間に長さ約 3 メートルの浮遊物を認め、同浮遊物を避けるため行きあしを止めようと機関を後進としたとき、後進を続けるとたるんだえい索が海中に没して推進器に絡まるおそれがあったが、浮遊物から目を離さないようにすることに気をとられ、直ちに甲板員にえい索の状況を確認させて報告させるなど、絡索防止の措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、後進を続けたところ、17 時 20 分尻屋埼灯台から 154 度 1.5 海里的地点において、A は、原針路のまま、後進行きあしとなったとき、たるんだえい索が推進器に絡まり、航行不能となった。

当時、天候は曇りで風力 3 の南南東風が吹き、視界は良好で、付近海域には波高約 1.4 メートルの有義波があり、潮候は上げ潮の初期であった。

その結果、来援した漁船にえい航されて青森県尻屋漁港に引き付けられた。

（原因及び受審人の行為）

本件運航阻害は、尻屋漁港北東方沖合において、えい索を引きながら

航行中、船首方の波間に浮遊物が存在し、行きあしを止めようと機関を後進とした際、絡索防止の措置が不十分で、後進を続けたところ、えい索が推進器に絡まったことによって発生したものである。

a 受審人は、尻屋漁港北東方沖合において、えい索を引きながら航行中、船首方の波間に浮遊物を認め、行きあしを止めようと機関を後進とした場合、後進を続けるとたるんだえい索が海中に没して推進器に絡まるおそれがあったから、直ちに甲板員にえい索の状況を確認させて報告させるなど、絡索防止の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同受審人は、浮遊物から目を離さないようにすることに気をとられ、絡索防止の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、後進を続けたところ、えい索が推進器に絡まり、航行不能となる事態を招くに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 2 月 1 6 日

仙台地方海難審判所

審判官 廣 島 貫 治